

## 高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成30年2月1日付け厚生労働省発社援0201第2号厚生労働事務次官通知。）、「介護福祉士修学資金等貸付制度の運営について」（平成30年2月1日付け社援発0201第3号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「福祉系高校修学資金貸付事業」等の実施について」（令和3年5月7日付け社援基発0507第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に基づき、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「補助事業者」という。）が実施主体として行う介護福祉士修学資金等貸付事業及び介護分野就職支援金貸付事業（以下「補助事業」という。）の運営に必要な貸付原資等の経費を対象として、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費、補助率及び補助額の範囲)

第3条 前条に規定する補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式によるものとし、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第6条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完了しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 補助事業者が規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

### (補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費を他へ配分してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（中止又は廃止を含む。）をする場合は、事前に別記第2号様式に

よる補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を1通提出して、知事の承認を受けなければならないこと。

- (3) 介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱（以下「国実施要綱」という。）第15の2及び介護分野就職支援金貸付事業実施要綱（以下「国実施要綱（基金）」という。）第10の1（2）に規定する返還債務の裁量免除を行う場合は、その妥当性について知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならないこと。
- (6) 補助事業の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付しなければならない。
- (10) 知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の貸付計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する時期までの補助金の額の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。
- (11) 補助事業を中止し、又は廃止した場合には、知事が別に定めるところにより貸付金の返還金及び中止又は廃止の時点における貸付原資等の残余额の全額に相当する金額を県に返還させることがあること。
- (12) 前号の規定による返還金のうち、未貸付金及び事務の運営費については中止又は廃止後直ちに、その後において受け入れた貸付金の返還金については毎年4月30日までに県に返還しなければならないこと。
- (13) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (14) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (15) 県税の滞納がないこと。

#### （補助金の概算交付）

第8条 補助金は、知事が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。

2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

#### （状況報告）

第9条 補助事業者は、事業の廃止を行うまで、毎年度貸付状況等を知事に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく貸付状況等の報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、知事の指定する日までに提出しなければならない。

(実績報告等)

- 第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、別記第5号様式による補助事業実績報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第6号様式による消費税仕入控除税額等報告書により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを検査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

(報告等)

- 第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(グリーン購入)

- 第13条 補助事業の実施において物品等を購入する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

- 第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があつた場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第7条第3号及び第5号から第12号まで、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月29日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率
介護福祉士修学資金等貸付事業（団体実施分）	社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う介護福祉士修学資金等貸付事業の運営に必要な貸付原資等の経費	定額
介護分野就職支援金貸付事業(団体実施分)	社会福祉法人高知県社会福祉協議会が行う介護分野就職支援金貸付事業の運営に必要な貸付原資等の経費	

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

第

号

令和 年 月 日

高知県知事 様

(申請者) 住 所

氏 名

(生年月日 年 月 日)

### 補助金交付申請書

高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県介護福祉士等貸付事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 補助対象事業の目的及び内容
- 3 添付書類
  - (1) 高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙）
  - (2) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

別紙

令和 年度高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金所要額調書

(単位：円)

事業名	対象経費の実支出予定額 A	県補助所要額 (A×10/10) B	備考
介護福祉士修学資金等貸付事業 (団体実施分)			
介護分野就職支援金貸付事業 (団体実施分)			
合計			

高知県知事 様

（申請者）住 所

氏 名

変 更 （ 中 止 ・ 廃 止 ） 承 認 申 請 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定がありました令和 年度高知  
県介護福祉士等修学資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）したいので、高知県介護福祉士等修学資金貸付事  
業  
費補助金交付要綱第7条第2号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金既交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 今回補助金増額（減額）交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更（中止・廃止）理由
- 4 変更内容
- 5 添付書類  
高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金所要額変更調書（別紙）

別紙

令和 年度高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金所要額変更調書

(単位：円)

事業名	対象経費の実支出予定額 A	県補助所要額 (A×10/10) B	既補助金交付決定額 C	今回補助金変更額 (B-C) D	備考
介護福祉士修学資金等貸付事業 (団体実施分)					
介護分野就職支援金貸付事業 (団体実施分)					
合計					

概算払請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、概算交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求理由

2 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

3 銀行振込先

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所

氏名

別記

第4号様式(第9条関係)

貸付状況報告書

1 令和 年度 新規貸付の状況

	令和 年3月末時点		
	貸付校数等	貸付決定人員	貸付決定金額(単位:円)
総計			
介護福祉士修学資金貸付事業			
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業			
離職した介護人材の再就職準備金貸付事業			
障害福祉分野就職支援金貸付事業			
社会福祉士修学資金貸付事業			
介護分野就職支援金貸付事業			

			令和 年3月末時点		
			貸付校数等	貸付決定人員	貸付決定金額(単位:円)
介護福祉士修学資金貸付事業	1年課程	1年生			
		2年生			
	2年課程	1年生			
		2年生			
		小計			
	3年課程	1年生			
		2年生			
		3年生			
		小計			
	4年課程	1年生			
		2年生			
		3年生			
		4年生			
		小計			
	合計				
社会福祉士修学資金貸付事業	1年課程	1年生			
		2年生			
	1年 月課程	1年生			
		2年生			
		小計			
	1年 月課程	1年生			
		2年生			
		小計			
	2年課程	1年生			
		2年生			
		小計			
合計					

- ※1 毎年、新たに貸付を決定した人員数及び金額を記入してください。
- ※2 貸付事業が重複する場合、貸付校数等は延べ数を記入してください。
- ※3 貸付決定金額は、貸付申請者に対し貸付けを決定した総額を記入してください。複数年契約であれば、複数年間分の決定額を記入してください。
- ※4 「社会福祉士養成施設」の「1年〇月課程」欄には、必要に応じて、終業年限を記入してください。  
また、「1年〇月課程」が複数該当する場合は、新たに記入欄を設けても差し支えありません。

貸付状況報告書

2 猶予決定、返還免除決定の状況

	令和 年 3 月末時点	
	返還決定人員	返還決定額(単位:円)
総 計		
介護福祉士修学資金貸付事業		
介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業		
離職した介護人材の再就職準備金貸付事業		
障害福祉分野就職支援金貸付事業		
社会福祉士修学資金貸付事業		
介護分野就職支援金貸付事業		

※ 1 事業開始時からの貸付金の返還が生じた人員数及び金額を記入すること。

※ 2 実際には未納であっても、返還を決定した金額を記入すること。

※ 3 複数年契約であれば、複数年分の返還決定額を記入すること。

			令和 年 3 月末時点	
			猶予人員	猶予額(単位:円)
総 計				
介護福祉士 修学資金貸付事業	当然猶予 (国実施要綱第14-1)			
	裁量猶予	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第14-2-(1))		
		その他 (国実施要綱第14-2-(2))		
	合計			
介護福祉士 実務者研修受講 資金貸付事業	当然猶予 (国実施要綱第14-1)			
	裁量猶予	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第14-2-(1))		
		その他 (国実施要綱第14-2-(2))		
	合計			
離職した介護人材の 再就職準備金 貸付事業	当然猶予 (国実施要綱第14-1)			
	裁量猶予	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第14-2-(1))		
		その他 (国実施要綱第14-2-(2))		
	合計			
障害福祉分野 就職支援金 貸付事業	当然猶予 (国実施要綱第14-1)			
	裁量猶予	障害福祉分野従事者 (国実施要綱第14-2-(1))		
		その他 (実施要綱第14-2-(2))		
	合計			
社会福祉士 修学資金貸付事業	当然猶予 (国実施要綱第14-1)			
	裁量猶予	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第14-2-(1))		
		その他 (国実施要綱第14-2-(2))		
	合計			
介護分野 就職支援金 貸付事業	履行猶予 (国実施要綱 (基金) 第9)			
	履行猶予	介護分野従事者 (国実施要綱 (基金) 第9-1)		
		その他 (国実施要綱 (基金) 第9-2)		
	合計			

※事業開始時からの決定した人員及び金額を記入すること。

		令和 年 3 月 末 時 点	
		免除決定人員	免除決定額(単位:円)
総 計			
介護福祉士 修学資金貸付事業	当然免除 (国実施要綱第12-1)		
	裁量免除	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第15-3)	
		その他 (国実施要綱第15-1・2)	
	合計		
介護福祉士 実務者研修受講 資金貸付事業	当然免除 (国実施要綱第12-3)		
	裁量免除	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第15-3)	
		その他 (国実施要綱第15-1・2)	
	合計		
離職した介護人材の 再就職準備金 貸付事業	当然免除 (国実施要綱第12-4)		
	裁量免除	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第15-3)	
		その他 (国実施要綱第15-1・2)	
	合計		
障害福祉分野 就職支援金 貸付事業	当然免除 (国実施要綱第12-5)		
	裁量免除	障害福祉分野従事者 (国実施要綱第15-3)	
		その他 (国実施要綱第13-1・2)	
	合計		
社会福祉士 修学資金貸付事業	当然免除 (国実施要綱第12-6)		
	裁量免除	福祉介護分野従事者 (国実施要綱第15-3)	
		その他 (国実施要綱第15-1・2)	
	合計		
介護分野 就職支援金 貸付事業	当然免除 (国実施要綱(基金) 第7)		
	裁量免除	介護分野従事者 (国実施要綱 (基金) 第10-1(3))	
		その他 (国実施要綱 (基金) 第10-1(1)・(2))	
	合計		

※事業開始時からの決定した人員及び決定額を記入すること。

高知県知事 様

（申請者）住 所

氏 名

補 助 事 業 実 績 報 告 書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました令和 年度高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金について、令和 年度高知県介護福祉士等修学資金貸付事業を完了しましたので、高知県介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金交付要綱第10条の規定の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- |                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| 1 補助金交付決定額                    | 金 _____ 円 |
| 2 補助金受入済額                     | 金 _____ 円 |
| 3 補助金精算額                      | 金 _____ 円 |
| 4 添付書類                        |           |
| 介護福祉士等修学資金貸付事業別に係る会計の令和 年度決算書 |           |

高知県知事 様

(〒 ー )

住 所  
法 人 名  
代表者職氏名

消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付 第 号で交付の（変更）決定を受けました高知県  
介護福祉士等修学資金貸付事業費補助金について、補助金交付要綱第10条第3項の規定により、  
下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額 （補助金交付決定額）	円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 (a)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 (b)	円
補助金返還相当額 (b)-(a)	円

（注）補助金の返還が必要な場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算  
内訳について、参考となる資料を添えてください。